

宮城県指定有形文化財の指定解除について

平成29年2月21日付けで宮城県指定有形文化財（建造物）に指定された旧大沼家住宅について、平成30年8月17日付け文部科学省告示第166号により重要文化財に指定されたことに伴い、宮城県文化財保護条例（昭和50年宮城県条例第49号）第4条第3項の規定により、宮城県指定有形文化財の指定が解除されたもの。

1	指 定 名 称	旧大沼家住宅
2	所 有 者	村田町
3	所 在 地	柴田郡村田町村田字町191
4	員 数	10棟
5	指 定 年 月 日	平成29年2月21日
6	指 定 解 除 年 月 日	平成30年8月17日
7	解 除 理 由	重要文化財指定による (平成30年8月17日付け文部科学省告示 第166号)
8	外 観	

